

平成19年2月1日

規則第20号

熊本県後期高齢者医療広域連合会計管理者の職務を代理する出納員の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定に基づいて会計管理者の職務を代理する上席の出納員の代理の順序は、次のとおりとする。

第1順位 会計室長の職にある者

第2順位 会計室長に次ぐ上席の職にある者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年2月1日から同年3月31日までの間においては、この規則中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項」とあるのは「地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第6項」と、「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとし、収入役の事務については事務局次長が兼掌するものとする。